

消費税法

本試験問題

〔第一問〕問1

- (2) 消費税法第45条の2第1項に規定する法人の確定申告書の提出期限の特例について簡潔に述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。

〔第一問〕問1

- (3) 消費税法第46条の2に規定する電子情報処理組織による申告の特例について、この特例の対象となる事業者にも触れながら簡潔に述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。

〔第一問〕問2

- (1) プロスポーツチームを運営する法人Aは、非居住者である個人事業者Xを当該チームの監督として招き、当該チームの競技指導を受けてその対価を支払った。Aは、同監督から受ける競技指導に係る役務の提供を消費税法上の特定役務の提供として処理している。

〔第一問〕問2

- (3) 不動産業を営む法人Cは、国外に所有している土地の売却のために、国内の弁護士Yに対し、国内において行ったコンサルティングに係る手数料を支払った。Cは仕入控除税額の計算に当たって、課税売上割合が95％に満たないことから、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法）を適用しており、当該コンサルティングに係る手数料を課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等によるものに区分している。

〔第二問〕問1 イ (ロ)

- (ロ) 店舗におけるその他の売上高 9,196,843円
A ビール券の売上高 689,676円
上記金額は、全国酒販協同組合連合会が発行するビール共通券を、甲が所属する小売酒販組合から購入したものを顧客に販売しているものである。

〔第二問〕問1 イ (ニ)、ハ (イ)

- (ニ) インターネット通販による酒類の売上高 17,145,938円
上記金額の内訳は、次のとおりである。なお、国外への配送は受け付けていない。
A 酒類の売上高 16,929,238円
B 化粧箱の売上高 216,700円
上記金額は、有料で販売している商品贈答用の化粧箱の売上高である。
ハ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。
(イ) 上記イ(ニ)のインターネット通販における購入金額が税抜1万円未満の注文につき、一律に収受している配送料収入 609,400円

〔第二問〕問1 ロ (イ)

- ロ 「家事消費等」の内訳は、次のとおりである。
(イ) 甲が家族とともに消費した商品の仕入価額を計上したものの 198,322円
上記商品は全て酒類であり、通常の販売価額の合計額は263,328円である。なお、甲が販売している酒類のうち仕入価額が通常の販売価額の70％未満となるものはない。

〔第二問〕問1 ハ (ロ)

- (ロ) 飲料メーカーZ社が店舗前に設置している清涼飲料の自動販売機について、清涼飲料の販売数量に応じてZ社から収受している自動販売機の設置手数料収入 77,155円

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問1

- (3) 法人税法による確定申告書の提出期限の特例の適用を受けている法人が、消費税法においても提出期限の延長を受けようとする場合、また、受けることをやめようとする場合の規定について述べなさい。
(注) 解答に当たって、災害等があった場合の規定についても触れること。

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問1

- (2) 特定法人が行う国税の電子申告の特例のうち、消費税法において規定されている内容について述べなさい。

●理論ドクター P157

- 次の取引が特定役務の提供に該当するかどうかを述べなさい。
(2) 非居住者であるスポーツチームの監督やコーチが日本国内で行う監督・コーチとしての役務の提供

●直前予想答練〔第一問〕問2

- (1) 消費税法第30条第2項（同法第30条第1項が適用されない場合の計算規定）第1号に規定する「個別対応方式」について述べなさい。
(2) 上記(1)の「個別対応方式」を適用する場合において、「国外に所在する土地の売却に伴い、国内の不動産業者に対する仲介手数料の支払い（国内における課税仕入れに該当するものである。）」の仕入取引に係る消費税法上の適用関係を述べなさい。

●直前対策講義 補助問題 第3回〔第二問〕

- (2) 店舗D（一般消費者向けの小売業を行う）における売上高 48,512,695円
ただし、次に掲げるものを含み、(イ)以外はすべて商品の売上高である。
(イ) 商品券（丙が加盟する協同組合が発行するもので、商品と交換可能なものである。なお商品券の販売は現金決済のみで、値引販売はなく、また返品は受け付けていない。以下同じ。）の売上高 843,700円

●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1

- (3) インターネットでの通信販売による売上高 28,200,000円
甲社は、果樹園で収穫した果物の通信販売を行っているが、通信販売による場合には別途、送料等を請求することとしており、上記金額には送料及び包装料5,649,600円が含まれている。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕問1

- ホ 「仕入金額」は、国内の事業者からの商品仕入高である。
上記金額のうち140,000円（通常の販売価額180,000円）は、甲が販売用として仕入れた後、家事のために使用したものであるが、何も処理は行っていない。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕問2

- (3) 不動産賃貸業における賃貸物件の利用者の利便性向上のために設置している自動販売機の販売数量に応じて計算された販売手数料収入 378,500円

〔第二問〕問1 イ ㊦

イ 「賃貸料」の内訳は、次のとおりである。

甲が相続により乙から承継した賃貸不動産は、1階が店舗、2階以上が居住用の7階建てマンション（以下「マンション」という。）である。なお、特に断りのある場合を除き、各用途は全て賃貸借契約書に記載されている。

(イ) 1階の店舗部分に係る賃貸料収入 4,158,000円

(ロ) 2階以上の居住部分に係る賃貸料収入 16,715,690円

上記のうち201号室に係るものは、令和3年6月末に退去した前賃借人に係るもの360,000円と、現在の賃借人V社と同年8月より新たな賃貸借契約を締結したもの385,000円の合計額である。V社はマンションの近隣に所在する法人であり、201号室をV社の従業員の社宅又はテレワーク用のスペースとして転貸したい旨を希望したため、契約書に用途の記載がない（用途を問わない）賃貸借契約を締結している。なお、甲はV社と従業員との間における契約の内容及び当該従業員が201号室を居住の用に供していないことを把握していない。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕問1

イ 「家賃収入」は賃貸用マンションに係るものであり、内訳は次のとおりである。

A 事務所用として契約をしている賃貸料 13,540,000円

B 住宅（人の居住用に供する家屋）の賃貸料 29,058,000円

なお、契約でその用途が明らかにされていないが、借主は一般消費者である個人であって、甲は、賃貸用マンションを人の居住の用に供していないことを把握していない。

〔第二問〕問 2

- (2) 丙社は、令和 3 年中に次の建物を購入により取得した。なお、全ての建物の取得について、売買契約は令和 2 年 4 月 1 日以後に締結されており、取得価額は全て課税仕入れに該当する。

	取得年月日	名称	取得価額	用途等
イ	令和 3 年 3 月 25 日	建物 A	64,350,000 円	居住・店舗併用 3 階建マンション※ 1
ロ	令和 3 年 6 月 1 日	建物 B	38,500,000 円	居住用 2 階建アパート※ 2
ハ	令和 3 年 11 月 1 日	建物 C	10,780,000 円	居住用平屋建アパート※ 3

※ 1 取得時より 1 階全 2 室を店舗用として、2 階以上全 6 室（各階 3 室）を居住用として貸し付けていたが、うち 2 階の全 3 室を令和 3 年 5 月 20 日より時間貸しのワークスペースとして貸し付けている。その後、令和 5 年 8 月 31 日にこの建物 A を 58,520,000 円で売却している。

なお、各階の床面積は全て 144㎡で同一であり、各階には店舗用部分と居住用部分に共通して使用される部分はなく、丙社は店舗用部分と居住用部分の床面積の比（以下「使用面積比」という。）により取得価額を区分している。使用面積比による区分は、建物 A の実態に応じた合理的な区分方法であるものとする。

※ 2 取得時より全 4 室を居住用として貸し付けていたが、うち 1 階の 1 室を令和 4 年 10 月 1 日より整体師である個人事業者に治療院として貸し付けている。

※ 3 取得時より全 2 室を居住用として貸し付けていたが、借主の退去後、居住用としての借り手が付かなかったため、2 室を令和 4 年 11 月 1 日より通所介護サービスを営む法人に倉庫及び待機所として貸し付けている。

- (3) (2)の各建物に係る取得後の家賃収入及び使用料収入の状況は次のとおりである。

イ 建物 A

(単位：円)

用途	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期
居住用	43,000	2,600,000	1,750,000	850,000
ワークスペース	0	6,259,000	5,170,000	2,354,000
店舗用	66,000	5,280,000	4,180,000	1,100,000

ロ 建物 B

(単位：円)

用途	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期
居住用	0	4,800,000	4,800,000	3,960,000
治療院	0	0	990,000	1,980,000

ハ 建物 C

(単位：円)

用途	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期
居住用	0	800,000	800,000	0
倉庫・待機所	0	0	825,000	1,980,000

●全国公開模試〔第二問〕

3 その他の事項

- (1) 当課税期間末時点で貸借対照表に販売用不動産として計上されているもの（一部）は次のとおりであり、取得価額に土地部分の金額は含まれていない。

名称	取得年月日	取得価額	備考
建物 H	令和 4 年 3 月	52,580,000 円	(注 1)
建物 I	令和 4 年 2 月	35,400,000 円	(注 2)

(注 1) 一部事務所用、一部住宅用として貸し付けられているビルを転売目的で取得したものである。なお、事務所用部分と住宅用部分の使用割合の比は 3：7 である。

- ① 建物 E の賃貸料収入 2,384,000 円
前課税期間の 1 月に 47,500,000 円（内訳は、土地 23,500,000 円、建物 24,000,000 円）で取得したもので、取得時から内国法人丙社に対して、社宅用として貸し付けていたが、丙社との賃貸借契約は当課税期間の 7 月に終了し、10 月から介護事業を営む内国法人丁社との事業用建物賃貸借契約を締結し、丁社はデイサービス施設として使用している。

●合格情報 P26

5. 居住用賃貸建物

【問題】

次の資料に基づき、甲社の当期（R03.4.1～R04.3.31）における仕入税額控除の取扱いについて、解答しなさい（具体的な税額計算をする必要はない）。

【資料】

- ・甲社は、設立以来納税義務の免除を受けたことはない。
- ・事業年度（課税期間）は、毎期 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。
- ・甲社は、継続して個別対応方式により仕入控除税額を計算している。

【固定資産の取得状況等】

資 産	取得年月日	金額（税込）	備考
建物 F	令和元年 9 月 11 日	21,600,000 円	※ 1
建物 O	令和 2 年 10 月 6 日	33,000,000 円	※ 2、5
建物 K	令和 2 年 10 月 10 日	38,500,000 円	※ 3、5
建物 M	令和 3 年 9 月 26 日	85,800,000 円	※ 4、5

※ 1 建物 F は、購入した当初は居住用として賃貸していたが、令和 3 年 9 月 25 日に事務所に契約を変更した。

※ 2 建物 O は、購入した当初は居住用として賃貸していたが、令和 4 年 3 月 24 日に他の不動産業者へ売却したため、当期末日には保有していない。

※ 3 建物 K は、購入した当初は居住用として賃貸していたが、令和 3 年 5 月 11 日に事務所に契約を変更した。

※ 4 建物 M は、居住用として賃貸する目的で取得したものである。

※ 5 建物 O、K、M の取得に係る売買契約日は令和 2 年 10 月 1 日以後である。

●直前テキスト 改正 P53

次の資料から、当社の第 3 期（R05.4.1～R06.3.31）の控除対象仕入税額を求めなさい。

なお、当社は、設立以来納税義務の免除を受けたことはない。

- (1) 第 3 期の個別対応方式による控除対象仕入税額 2,300,000 円
(2) 第 3 期の一括比例配分方式による控除対象仕入税額 1,850,000 円

- (3) 当社は、第 1 期（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の令和 3 年 4 月 1 日に居住賃貸用の建物 X を 220,000,000 円（税込）で取得し同日以後居住用として貸し付けていた。なお、建物 X の取得に係る売買契約日は令和 2 年 10 月 1 日以後である。

- (4) 建物 X を、第 3 期の令和 5 年 4 月 1 日から事務所用（課税賃貸用）に供している。

- (5) 第 1 期から第 3 期までの建物 X に係る賃貸料収入の内訳は、次のとおりである。

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
居住用	3,000,000 円	3,000,000 円	0 円
居住用以外（税込）	0 円	0 円	4,400,000 円